

感染患者さんに使用済み汚染器具類の洗浄ソニック酵素での基礎手順方法について

★感染患者さんに使用した器具類には触れないようにソニック酵素原液に浸漬ください！

感染患者さんの使用済み器具類は、密閉された浸漬容器にソニック酵素の原液入れて予備洗浄準備
1 感染患者の汚染器具類はすべて浸漬できる密閉容器に入れて 60 分間浸漬
そのまま超音波洗浄を15分間行う。

(注意：密閉容器から洗浄器内に原液が漏れないように十分に注意して洗浄を行う)

※ 感染患者さんに使用された器具類の予備洗浄サイクル①を行う理由は ※
(器具類をオートクレイブや高消毒液に浸漬する前段階で除タンパクを完了させることが重要で
す)

(予備洗浄後に見えない残留タンパクはオートクレイブや高消毒薬によって固定されます。タンパ
ク固定下のウィルスは高消毒液中や滅菌機においても不活化はできず器具類にウィルスの残留
を許すことになります) ①を完全な状態で次の洗浄サイクルへと移行ください。

- 2 終了後、器具を水中のバスケットに移し流水下でバスケットを上下に揺らして十分な水洗いを行う。※(流水洗浄に高濃度オゾン水での洗浄を推奨します。)リーフレット在中しました。
- 3 オートクレイブ可能な器具類は乾燥させてから通法に沿ってオートクレイブへ
- 4 オートクレイブできない器具類はグルタラル等で浸漬洗浄され通法にしたがってください。

本洗浄液は汚染器具類の手洗いを行わない洗浄サイクルで職業感染対策を行います。

自己申告される患者さんの対応と感染の自覚がない患者さんや自己申告されない患者さんへの対応を一緒にすることはできません。すべての患者さんの感染状況が把握できない現状では使用された器具類をソニック酵素のBH₅抗原除去効果のある洗浄液を勧めします。洗浄サイクル説明書に沿って洗浄を行ってください。タンパク分解力が高くBH₅抗原除去効果を持つ洗浄剤を使用することは不可欠です。洗浄におけるガイドラインでは国が滅菌として認められている方法(オートクレイブ、グルタラル液、ガス滅菌機)をどのような場合でも最後に必ず行う必要があります。この方法以外は滅菌としてみとめられおりませんご理解ください。

使用済み洗浄液の処理方法

感染患者さんに使用した容器に移した使用済み酵素液は1時間以上経過したのちに廃棄してください。すでにウィルスは不活化されておりますのでシンクの排水口より流水下で廃棄できます。アルカリ性のため排水溝の汚れを除去し臭いの元や繁殖の元となっている汚れを排除いたします。配水管が金属の場合(最近塩ビ管が主流です)長年使用されて金属亀裂等が汚れや黒錆等でふさがっている場合、亀裂をふさいでいた汚れがはがされて亀裂から水漏れが起こる場合があります。

ご考慮ください。※洗浄液によって配水管内にダメージを与えることはありません。

通常患者さんにおける使用器具の洗浄サイクルの使用方法

A3 の二つ折りの付属の説明書に沿って行ってください。

★切削バー・リーマ・ファイル小器具について

2 倍の希釈液（水 1：ソニック酵素 1）を密閉ガラス容器に入れて超音波洗浄器で 15 分間洗浄してください。

茶こしの様に細かな網は使用せず、ガラス容器をお勧めします。

ソニック酵素の希釈液は色が変わるまで使用できますが小器具の洗浄後に色が 10 日間 変わらない時は液を交換してください。

★器具洗浄について

患者の使用器具類を洗浄される時、

（使用されたレジン、セメントはティッシュ・ガーゼ等で包み取ります。）

※汚れを包み取る時は怪我を警戒してインスツルメントのハンドル部の方から先端にかけて包み込んだティッシュをゆっくり移動させながらしっかり取り去り、

PMTC で基本トレーに置いたペーストなどは超音波洗浄では剥がすことが出来ませんのでふき取ってから洗浄してください。

次に予備洗浄を行い、続けて本洗浄へと進む。

- ・ 予備洗浄・15 分間洗浄タンク内の 30 倍希釈液に浸漬します。
- ・ 本洗浄・15 分間超音波洗浄器内の 50 倍希釈液に浸漬して超音波洗浄を行う。
終了後水洗いしてください。（高濃度オゾン水かでの洗浄を推奨いたします。）
- ・ 乾燥させて通法に従ってオートクレーブで処理され既定に従ってください。
- ・ オートクレーブのできない器具類は原液洗浄液に 20 分間以上浸漬処置後に流水下で洗い流して既定に従ってください。（流水は高濃度オゾン水のご使用を推奨いたします。）

【注意】

★洗浄液を廃棄されたときには必ず洗浄容器や洗浄器の層内をスポンジなどで性洗剤を使用されて内部を洗い流してください。